

件名	福祉施設・保育所の最低基準の維持及び保育所の直接契約方式に関する陳情		
提出者住所氏名	江戸川区平井五丁目33番13-701号 全国福祉保育労働組合東京地方本部 城東支部 執行委員長 長谷宣子		
受理年月日	平成20年9月8日	受理番号	第18号
<p>要旨</p> <p>福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>規制改革会議や地方分権改革推進委員会の第一次勧告(2008年5月28日)など政府の諮問会議から、国として保育所や福祉施設の面積基準などを定めた最低基準の緩和、認可保育所の直接契約方式の導入が相次いで求められています。</p> <p>これを受け、政府の地方分権改革推進本部が本年6月に決定した地方分権改革推進要綱では、「全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は基準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得る」「保育に欠けるという入所要件の見直し」「保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る」とされました。</p> <p>面積基準などの最低基準は、ナショナルミニマム(国民に保障する最低基準)として、保育の諸条件を支えてきたものであり、これを崩せば自治体間格差が広がることとなります。また、自治体を介さない直接契約方式の導入は、保育料の応益負担原則や低所得者、障害児など、より厳しい経済状況にある児童に対する福祉を揺るがせることになりかねません。これらにより国の保育予算は削られ、自治体の負担が増大する危険性も高くなります。</p> <p>いま、少子高齢化のもとで求められているのは基準の切下げではなく、少なくとも現行制度を維持し拡充する方向で、国として福祉・保育施策に力を注ぐことです。本年6月に国会は、「現行保育制度の堅持・拡充」「最低基準の抜本的改善」を求める請願を衆参両院一致で採択し、国民の代表の意思を内閣に示しています。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			